巻頭言

看護学教育の現状と教育の質確保

看護学科長　**新田　静江**

我が国の看護学教育は，現在，大きな変革期をむかえています。看護師教育については，日本看護協会が看護師基礎教育機関として基本方針に示している4年制学士課程（以下，看護系大学）は，平成元年に全国でわずか11校でしたが，過去20年間に急増し本年4月には180校に達しています。それに伴い大学卒業者数は新卒看護職の1/4を占めるに至り，今後もその比率が増加していくことが予測されています。また，来年4月からは，「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」のもとで，卒後研修の制度化と人材確保への新たな施策が開始される予定です。

保健師教育については，急増している看護系大学の学生全員が必修科目である地域看護学実習を行うため，実習場の確保困難や実習現場の指導者の負担，および看護師と保健師の国家試験受験資格取得を卒業要件とするカリキュラムの過密化が問題となってきました。そこで本年6月に開催された文部科学省の検討会では，各看護系大学は保健師教育の質を保証するために，従来通り全員が看護師と保健師国家試験受験資格を取得する必修制，保健師国家試験受験資格取得は一部学生による選択制，看護師課程のみで保健師課程を設置しない，または専攻科または修士課程などの学士課程外で保健師国家試験受験資格を取得するなどを選択していくことが提言されています。

このような状況下で看護学教育の質確保は重要な課題となっています。山梨大学医学部看護学科では，大学全体で実施している教員による自己評価と学部学生による評価に加えて，看護系大学協議会の看護学教育の在り方に関する検討会の報告書をもとに看護基礎技術到達度目標項目で構成する調査用紙を作成し，実習を終了した4年次生の自己評価を平成14年度から毎年実施しています。この調査結果は，教育内容への評価の一つと捉え，看護学領域内での教育内容や方法の改善や領域間の調整に活用しています。教育の質は，教員の能力にも密接に関連するため，教育能力を有する人材を確保することはもとより，各教員が教育内容や教育方法などの改善を図る能力を高めるためのファカルティ・ディベロップメント（FD）は重要だと思われます。

看護学は応用科学の一分野であることから，看護学教育の質確保には，知識の応用である実践との繋がりが不可欠だと言えます。実践との繋がりには，従来の臨地実習に加え，学内で実施される授業や演習に看護師・保健師・助産師などの実践家が関わることは，教育の質向上の一助になるとともに，学生に良きモデルを示しうると考えます。近年の医療の高度化，重症化，高齢化，経済効果，人権擁護などの社会的な課題に対応していくためにも，看護学科では教育の質確保に真摯に取り組む必要があります。